

学校いじめ防止基本方針

静岡県立沼津特別支援学校
(愛鷹分校)

第1章 基本的事項

1 いじめの定義「いじめ防止対策推進法」

この法律（いじめ防止対策推進法第2条第1項）において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為の判断が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- (2) けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生していることを理解する。
- (3) いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起ったときのいじめられた生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認する。
- (4) いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、行為を行った生徒に悪意がなく、好意から行った行為や障害特性による行為に対しては、双方や関係者に理解を求めながら適切に対応する。

2 いじめの基本的な考え方

- (1) 「どの学校でも、どの子にも起こり得る」 ⇒職員認識
- (2) いじめを許さない、いじめの兆候を把握、隠さず関係機関と連携して対応
いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、周りでおもしろがったり周辺で暗黙の了解を与えたりする観衆や傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする ⇒職員共有
- (3) 暴力を伴ういじめだけでなく、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」も何度も繰り返されたり複数の者から集中的に行われたりすることで、生命又は心身に重大な危険を生じさせるため、命の大切さ、心身の健康についてあらゆる場面で指導する ⇒指導の指針

第2章 いじめ対策のための組織

1 組織名

静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校 いじめ対策委員会

2 構成員等

委員長：校長 副委員長：副校長（教頭）

常任委員：部主事、副主事、生徒指導課長、養護教諭、学年主任

外部委員：1人（心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など）

※外部委員については必要に応じて加わる。

3 役割

- (1) いじめに関する情報の集約と共有化
- (2) 学校いじめ基本方針に沿った組織的な対応の確認
- (3) 学校いじめ基本方針の策定と見直し、計画的な実施のチェック
- (4) いじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルでの検証

第3章 いじめ防止のための対策

【いじめ防止のための学部の取組～人権教育として】

目 標	授業等での取組
自己理解、他者理解を深め、思いやりのある生徒集団を目指す。	家庭・職業（自己理解、コミュニケーション、社会生活等） 道徳（人権教育、人間関係、公德心） 保健（健康、感染症等） 特別活動（生徒会活動、交流教育、集会等） 総合的な探究の時間（環境教育、地域学習等） 作業学習（共生力、共育力）

※配慮を要する生徒に対する支援

- ・知的障害・発達障害の特性による対人関係およびコミュニケーションの障害が背景要因。また、友人関係や家庭環境等によるストレスを抱えている子どもへの配慮
- ・LGBTQなどの性的少数者、自然災害等における被災者に係る子どもに対して配慮

第4章 いじめの早期発見

いじめの早期発見として、以下のような年間計画によって取り組む。

1 通年

- (1) 生徒の行動については、授業や休み時間、昼食時等の生徒の様子に注意を払う。学年部会や主任会等で定期的に報告や情報交換がなされ、部主事、副校長（教頭）への連絡、相談があることが前提になる。
- (2) 他害、喧嘩の他、元気がない等気になる行動がある場合は、速やかに部主事、生徒指導課長、副校長（教頭）に報告をし、生徒指導委員会で対応を検討し、生徒指導報告・計画書に記入する。

2 年間計画 ※生徒アンケートや状況把握後、必要に応じて個別面談を実施する。

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育全体計画を参考に、学年での指導方針の確認 ・静岡県いじめ防止啓発強調月間に、学校いじめ防止基本方針の確認やいじめの問題への取組についてのチェックリストを全職員で実施 ・生徒個別面談
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒アンケート調査及び職員のチェック、生徒個別面談
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの生徒の状況把握 ※「自殺予防週間」に命に関する授業を確認（年間の位置付け）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒アンケート調査及び職員のチェック、生徒個別面談
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休みの生徒の状況把握
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒個別面談
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導報告・計画書、保健室来室記録簿で確認
年度内	<ul style="list-style-type: none"> ・授業でいじめについて話し合う場の設定

第5章 いじめに対する措置

1 いじめ発生時の対応流れ

- ・生徒指導委員会を開き、職員全体で周知・対応する。
- ・生徒指導報告・計画書を活用する。
- ※事実について、速やかに、客観的に、いつ、どこで、誰が、どのように、なぜそうなったのか時系列でまとめ、事実確認ができる者全員が記入する
- ・緊急職員会議を開催し、事実の確認を行う。

2 いじめ対策委員会の招集

- ・問題対応のためのケース会議を開催する。

3 多方面からの情報収集による全体像の把握

- ・関係者や周囲からの聞き取りによる事実確認を行う。
- ・いじめの全体像を把握し、対応方針や指導計画等を決定し、全教職員に周知する。

4 解決に向けた支援と指導

生徒への対応

- ・いじめられた子どもへの支援
- ・いじめた子どもへの指導
- ・周囲の子どもへの指導

保護者への対応

- ・子どもを守り、より良い方向に導くという、保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図る。
- ・全ての子どもや保護者の心情・背景など、教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。
- ・保護者の信頼が得られるよう今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。

関係機関等との連携

- ・子どもに関わりのある関係機関（医療、福祉、警察、児童相談所等）と連携し、相互に補完し合い、一体となって取り組む。
- ・必要に応じて、県教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や研修機関の提供等の支援が受けられるよう、日常的に教育委員会との連携に努める。

4 いじめが「解消している」状態とは

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止まっていること。
- ②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと。

5 経過観察と再発防止

- ・保護者と連携しながら日常的に注意深く経過観察を行い、必要に応じて追加支援を行う。
- ・学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた支援体制を見直し、再構築する。

第6章 重大事態への対応

1 重大事態とは

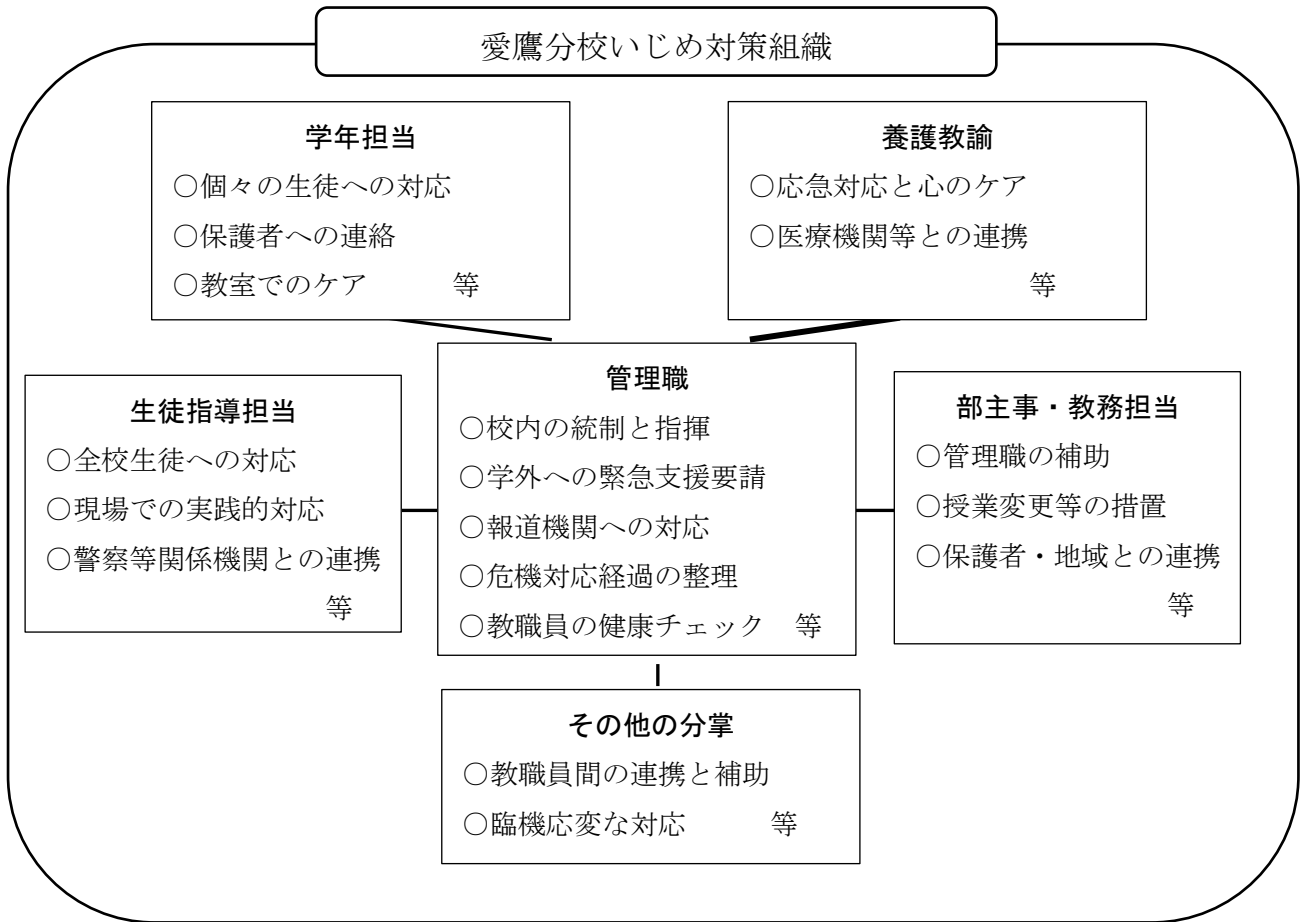
- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

2 重大事態発生時の基本的な対応

- (1) 管理職へ、正確な情報を迅速、正確に伝える。
- (2) 躊躇なく関係機関へ支援を求める。
- (3) 生徒、保護者へ正確な情報を迅速、正確に伝え、二次被害を防止する。
- (4) 重大事態についての調査

生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行い、客観的な事実関係を明確にする。なお、いじめを受けた生徒への聴き取りが不可能な場合、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行う。

3 校内の組織体制と役割分担



4 外部委員との組織的連携

